

CINOVA YAMANASHI利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、山梨県立スタートアップ支援センター「CINOVA YAMANASHI」（以下「本施設」という。）の利用に関する諸条件を定めるものとする。

本施設の利用にあたっては、本規約の内容を確認のうえ、これに同意するものとする。

本規約の解釈は、山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例（令和七年三月二十八日山梨県条例第十一号。以下「条例」という。）および山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例施行規則（令和七年三月二十八日山梨県規則第八号。以下「規則」という。）に準じる。

条例及び規則の条文は、山梨県例規集（https://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_taikei/r_taikei_01.html）に掲載されている。

第1条（施設の設置目的）

本施設は、新たな事業の創出や地域課題の解決を共創によって推進し、社会変革につなげる拠点として設置するものである。

スタートアップ支援にとどまらず、山梨の人・情報・起業家が集まり、県内での事業展開に欠かせないローカルネットワークのハブとなることを目指し、コミュニティ形成を促進する拠点とする。

第2条（支援内容）

会員およびコワーキングスペース並びにオフィス利用者が利用可能な支援メニューは、以下のとおりとする。

- (1) CINOVA YAMANASHI内の施設利用
- (2) 本施設利用メンバー等とのマッチング等
- (3) コーディネーター・メンター・コラボレーターによる個別相談等
- (4) 本施設でのイベントへの優先的案内、イベントへの登壇機会提供
- (5) スタートアップ支援情報等の提供
- (6) 電気自動車の利用 ※オフィス利用者のみ

第3条（参加・利用手続）

1 専用サイト（<https://yamanashi-startup.admission.smarthello.jp/ad2e2c819adb4824928af330ddf74fb/simulation>）からメールアドレスを登録し、届いたメールに記載されたURLから会員情報を入力すること。

2 専用アプリをダウンロードし、ログインすること。

3 入退館時には、アプリ内の会員証を入口のリーダーにかざすこと。

第4条（利用方法）

1 本施設は、新たな共創の実現や事業拡大につながるノウハウ・ネットワークの獲得等を目的とし、多様な人材が交流する場として以下のとおり利用することができる。

- ・各種企画・事業への参加
- ・イベントスペースでの各種企画・事業の開催（山梨県との共催事業を含む）
- ・コーディネーター、コラボレーター、メンターとの相談

- ・会議室を利用した打合せ
- ・コワーキングスペースでの作業 など

2 禁止行為

下記のいずれかに該当する場合、施設の利用を承認しない、又は承認を取り消す、若しくは利用を制限・停止することがある。この場合、既に納入された利用料金は返還しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
- (2) 営利目的の利用（実費相当額の参加費を徴する場合を除く）や政治的・宗教的活動への利用
- (3) 暴力団の活動又はこれを助長するおそれのある行為
- (4) 施設等を損傷するおそれのある行為
- (5) 承認を受けた範囲を超えて施設、附属設備、備品を利用する行為
- (6) その他、施設の管理運営上支障があると認められる行為

3 利用者の都合により利用内容を変更又は取消す場合は、専用アプリから手続きを実施すること。当月までに手続きを完了した場合、翌月末に適用される。

4 利用承認後、利用者の都合で利用内容を変更又は取消す場合、既に納入された利用料金は返還しない。

5 利用終了時（承認取消し、利用制限・停止を含む）は、速やかに施設を原状に回復して返還しなければならない。

6 利用中に施設、附属設備等を利用者の故意または過失により損傷または滅失した場合、利用者は賠償責任を負うものとする。

7 本施設で行う利用者の活動内容について、山梨県職員及び本施設職員が必要に応じて調査・確認を行うことができる。

第5条（利用時間及び休館日）

- 1 開館時間は、火曜日から土曜日の午前9時から午後9時までとする。
- 2 本施設の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び月曜日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
 - (3) 施設運営上、必要と認めるその他の日
- 3 各種企画・事業等の開催時には利用が制限される場合がある。また、施設管理上の都合等により臨時閉館日を設定する場合がある。

第6条（相談方法）

- 1 確実な相談実施のため、事前予約を推奨する。予約なしで来館した場合、相談時間を確保できないことがある。
- 2 コーディネーター・コラボレーター・メンターの相談可能時間帯は、コミュニティマネージャーに確認すること。

第7条（コワーキングスペースの利用）

- 1 事前予約は不要とするが、希望に応じて予約することもできる。
- 2 混雑時やイベント開催時には利用できない場合がある。

第8条（会議室の利用）

- 原則2名以上で実施する会議・打合せに利用できる。
- 利用希望者は所定の方法により予約すること。利用は先着順とする。
- 1回あたりの利用時間は1時間単位を基本とする。
- 利用料金は別表：料金表のとおりとする。

第9条（個人情報の取扱い）

県は、本サービスの利用により取得する個人情報を、山梨県プライバシーポリシーおよび本拠点の運営を県から委託された事業者のプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱う。

第10条（その他）

- 本規約の内容は、必要に応じて追加・改訂を行うことがある。重要な事項を改訂する時は、メール、公式ホームページ、施設掲示等により通知する。
- 本規約のほか、公式ホームページの掲載情報、施設内掲示、コミュニティマネージャーの指示等に従い、本施設を利用すること。

【附則】

本規約は、2025年11月5日から施行する。

別表
利用料金について

(単位: 円)

施設区分	利用区分	午前 9~12	午後 12~17	夜間 17~21	終日 9~21
コワーキングスペース	400 (1日あたり)				
会議室	100 (1時間あたり)				
第1イベントスペース	1, 500	2, 500	2, 000	6, 000	
第2イベントスペース	4, 800	8, 000	6, 400	19, 200	
第3イベントスペース	900	1, 500	1, 200	3, 600	
調理室	600	1, 000	800	2, 400	
撮影室	300	500	400	1, 200	
作業スタジオ	無料 (材料費のみ実費)				
木加工ルーム	無料				
月額利用					
コワーキングスペース	3, 400				
住所の登記	2, 500				
入居用個室1	76, 800				
入居用個室2	33, 600				
入居用個室3	33, 600				
入居用個室4	99, 600				
入居用個室5	28, 800				
入居用個室6	28, 800				
入居用個室7	78, 000				
入居用個室8	68, 400				
入居用個室9	102, 000				
入居用個室10	56, 400				
入居用個室11	56, 400				